



額又は地方法人特別税額」を「又は特別法人事業税額」に、

「**仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度控除開始事業年度又は連結事業年度**」

を「**仮装経理に基づく過大申告をした事業年度**」  
「**控除開始事業年度**」

に、「更正手続開始」を「更生手続開始」に、「第9条

の8の6第3号」を「第9条の8の5第3号」に、

「**特別法人事業税又は地方法人特別税**」

を

「**特別法人事業税**」

に改める。

第42号様式の2の2中「、特別法人事業税額又は地方法人特別税額」を「又は特

別法人事業税額」に、「**仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度**」を「**仮装経理に基づく過大申告をした事業年度**」に改める。

第62号様式(1)備考以外の部分を次のように改める。

**第62号様式(1)(第40条関係)**

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 **印**

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正  
・決定・加算金決定通知書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する課税標準及び税額  
年 月 日までの 加算金額

を更正  
決定 しましたから通知します。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日としま  
すのでそれまでに納付してください。

この更正・決定により徴収する金額	法人事業税額 円	特別法人事業税額又は地方法人特別税額 円	申告書提出期限	年 月 日	資本金の額又は出資金の額	千円
	法人事業税加算金額 円	特別法人事業税加算金額又は地方法人特別税加算金額 円	申告書提出 年月日	確定 年 月 日	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	千円
	法人県民税額 円	合計 円	修正 年月日	年 月 日		
			管理番号		期末資本金等の額	千円

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額	兆 十 億 百 万 千 円		
所 得 割	所得金額総額 ②⑥	兆 十 億 百 万 千 円			①		
	年 400万円以下の金額 ②⑦			兆 十 億 百 万 千 円	課税標準額 ②		
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ②⑧				課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ③		
	年 800万円を超える金額 ②⑨				法人税割額 (③× /100) ④		
	計 ②⑦+②⑧+②⑨ ③⑩				道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑤		
	軽減税率不適用法人の金額 ③①				税額控除超過額相当額の加算額 ⑥		
付 加 価 値 割	付加価値額総額 ③②				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象税額等相当額の控除額 ⑦		
	付加価値額 ③③			兆 十 億 百 万 千 円	外国の法人税等の額の控除額 ⑧		
資 本 割	資本金等の額総額 ③④				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑨		
	資本金等の額 ③⑤			兆 十 億 百 万 千 円	利子割額の控除額 (控除した金額②) ⑩		
収 入 割	収入金額総額 ③⑥				差引法人税割額 ④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨-⑩ ⑪		
	収入金額 ③⑦			兆 十 億 百 万 千 円	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫		
合計事業税額 ( ③⑩+③③+③⑤+③⑦ ) 又は ( ③①+③③+③⑤+③⑦ ) ③⑧					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬		
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ③⑨					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (②⑤) ⑭		
事業税の特定寄附金税額控除額 ④⑩	兆 十 億 百 万 千 円	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④①			差引徴収法人税割額 ⑪-⑫-⑬+⑭ ⑮		
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④②		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④③			算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑯		月
差引徴収事業税額 ③⑧-③⑨-④⑩-④①-④②-④③ ④④					均等割額 円× /12 ⑰	兆 十 億 百 万 千 円	
特別法人事業税又は地方法人特別税					既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑱		
摘要	課税標準	税率	税額	差引徴収均等割額 ⑰-⑱ ⑲			
所得割に係る金額 ④⑤	兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	徴収県民税額 ⑮+⑲ ⑳			
収入割に係る金額 ④⑥				利子割額 (控除されるべき額) ㉑	兆 十 億 百 万 千 円	控除した金額 (④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨と㉑のうち少ない額) ㉒	

合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④⑤+④⑥ ④⑦	に 関 する 計 算	控除することができなかつた金額 ④①-④② ④③	既に還付を請求した利子割額 ④④	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④④-④③ ④⑤ (④④)
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ④⑧	歳出還付税額	仮装経理に基づく過大申告の更正及び租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④⑨	法人事業税 ④⑥	兆十億百万千円	法人事業税 ④⑨	兆十億百万千円
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ④⑩	法人県民税 ④⑦	兆十億百万千円	法人県民税 ④⑩	兆十億百万千円
差引徴収特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④⑦-④⑧-④⑨-④⑩ ④⑪	利子割額 ④⑧	兆十億百万千円	特別法人事業税又は地方法人特別税 ④⑪	兆十億百万千円

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に対する加算金額

摘要	基礎とする事業税額 ア	基礎とする特別法人事業税額又は地方法人特別税額 イ	基礎とする税額合計 ア+イ×イ (端数計算)	率	加算金額 エ	うち事業税を基礎とする加算金額 エ-(エ×イ/イ) (端数計算)
過少申告 加算金	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分
	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円	兆十億百万千円	④⑫	兆十億百万千円
不申告 加算金	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分	不足税額分
	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分	超える額分
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円	兆十億百万千円	④⑬	兆十億百万千円
重加算金					④⑭	
			徴収加算金合計 ④⑫+④⑬+④⑭ ④⑮		④⑮	
更正又は決定の理由						

第62号様式(2)備考以外の部分を次のように改める。

第62号様式(2) (第40条関係)

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり 年 月 日から の事業年度に対する課税標準及び 税 額  
日 まで 加算金額

を更正  
決定  
しましたから通知します。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日としま  
すのでそれまでに納付してください。

この更正 決定により 徴収	法人事業税額 円	特別法人事業税額 円	申告書提出期限		年 月 日	資本金の額又は 出資金の額	千円
	法人事業税加算金額 円	特別法人事業税加算金額 円	申告書 提出 年月日	確定	年 月 日	資本金の額及び 資本準備金の額 の合算額	千円
	法人県民税額 円	合計 円		修正	年 月 日		
				管理番号			期末資本金等の額

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税				
摘要		課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて 計算した法人税額	兆 十 億 百 万 千 円		
法 第 1 号 に 掲 げ ら れ る 事 業 条 第 2 号 に 掲 げ る 事 業 の 第 3 号	所得金額総額 ⑰	兆 十 億 百 万 千 円			①			
	年 400万円 以下の金額 ⑱			兆 十 億 百 万 千 円	課税標準額 ②			
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ⑲				課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 ③			
	年 800万円 を超える金額 ⑳				法人税割額 (③× /100) ④			
	計 ⑱+⑲+⑳ ㉑				道府県民税の特定寄附金 税額控除額 ⑤			
	軽減税率不適 用法人の金額 ㉒				税額控除超 過額相当額 の加算額⑥	外国関係会社等に 係る 控除対象所得税額等 相当額又は個別控除 対象 税額等相当額の控除額 ⑦		
	付加価値額 総額 ㉓				外国の法人税 等の額の控除 額⑧	仮装経理に基 づく法人税割 額の控除額⑨		
	付加価値額 割 ㉔				差引法人税割額 ④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩			
	資本金等の額 総額 ㉕				既に納付の確 定した当期分 の法人税割額⑪	租税条約の実施に 係る法人税割額 の控除額⑫		
	資本金等の額 割 ㉖				差引徴収法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬			
	収入金額総額 ㉗				均 算定期間中において事務 所等を有していた月数 ⑭			月
	収入金額 割 ㉘				円× /12 ⑮			兆 十 億 百 万 千 円
	所得金額総額 ㉙				既に納付の確定した当 期分の均等割額 ⑯			
所得金額 割 ㉚				差引徴収均等割額⑮-⑯ ⑰				
付加価値額 総額 ㉛				徴収県民税額 ⑬+⑰ ⑱				
				特別法人事業税				

第1に掲げる事業の業種	価値割資本	付加価値額 ③④				兆十億百万千円	概要	課税標準	税率	税額	
	1	掲	資本金等の額	③⑤				②③又は②④に係る金 ④⑤	兆十億百万千円		兆十億百万千円
			総額								
	割	取	資本金等の額	③⑥			兆十億百万千円	③⑩に係る金額 ④⑥			
			収入金額総額	③⑦							
	入	業	収入金額	③⑧			兆十億百万千円	合計特別法人事業税額 ④⑤+④⑥+④⑦ ④⑧	兆十億百万千円	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額④⑨	兆十億百万千円
			業種								
	合計事業税額 (②③又は②④) + ②⑥ + ②⑧ + ③⑩ + ③② + ③④ + ③⑥ + ③⑧ ③⑨							既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ⑤⑩		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑤⑪	
	事業税の特定寄附金税額控除額 ④⑩							差引徴収特別法人事業税額 ④⑧-④⑨-⑤⑩-⑤⑪ ⑤⑫			
	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④⑪							歳出還付税額	仮装経理に基づく過大申告の更正及び租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除		
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④⑫							法人事業税 ⑤⑭	兆十億百万千円	法人事業税 ⑤⑮	兆十億百万千円	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④⑬							法人県民税 ⑤⑯		法人県民税 ⑥⑰		
差引徴収事業税額 ③⑨-④⑩-④⑪-④⑫-④⑬ ④⑭									特別法人事業税 ⑥⑱		
法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額											
摘要		基礎とする事業税額	基礎とする特別法人事業税額	基礎とする税額合計	率	加算金額	うち事業税を基礎とする加算金額				
		ア	イ	ア+イ=ウ (端数計算)		エ	エ- (エ×イ/ウ) (端数計算)				
過少申告加算金	不足税額分			兆十億百万千円		兆十億百万千円					
	超える額分										
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円			⑤⑳	兆十億百万千円				
不申告加算金	不足税額分										
	超える額分										
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円			⑤㉑	兆十億百万千円				
重加算金						⑤㉒					
				徴収加算金合計 ⑤⑳+⑤㉑+⑤㉒ ⑤㉓		⑤㉔					
更正又は決定の理由											

第63号様式中

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の  
確定申告書の提出期限の延長の承認等通知書

を

法人事業税・特別法人事業税の確定申告書の  
提出期限の延長の承認等通知書

に改める。

第65号様式備考以外の部分を次のように改める。

第65号様式（第40条関係）

		管理番号		
法人設立等申告書				
富山県総合県税事務所長 殿		年 月 日		
		主たる事務所 又は事業所の 所在地		
		電話番号		
		法人番号		
		(ふりがな) 法人名		
		(ふりがな) 代表者氏名		
新たに、 <sup>を設立</sup> 設置しましたので、富山県税条例第62条第1項の規定 により申告します。				
事業年度	事業開始の場合は開始初年度		年 月 日から 年 月 日まで	
	平 年 度		月 日から 月 日まで ( 箇月)	
			月 日から 月 日まで ( 箇月)	
設立登記 年月日	資本金の額又は出資金の額		千円	県数
	資本金の額及び資本準備金の 額の合算額		千円	
	資 本 金 等 の 額		千円	
事業の種類				
申告書の提出 期限の延長承認	事業税	有・無	～ 年 月 日	事業年度から 月間
	県民税	有・無	～ 年 月 日	事業年度から 月間
関与税理士	氏名			
	所在地	〒		
電話番号 (    -    -    )				

県内の事務所・事業所の名称	同左の所在地	設置年月日	摘要
添付書類 登記簿謄本（登記事項証明書）、定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの			

第65号様式備考3を削り、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加える。

- 1 登記を要する事項にあつては登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを、登記を要しない事項にあつては定款等又はこれらに準ずるものを添付すること。

第65号様式の2(1)中  
「主たる事務所又は  
事業所の所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号（ — — ） 郵便番号（ — ） を  
法人番号 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
法人名 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_」

「主たる事務所又は  
事業所の所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
法人番号 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
法人名 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_」  
に、 「事業年度は結業年度」 を 「事業年度」 に、

「摘要 \_\_\_\_\_  
関与税理士名 \_\_\_\_\_ 電話番号（ — — ）」

を

「摘要 \_\_\_\_\_  
関与税理士 氏名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号（ — — ）」

に改め、同様式備考3中「又は連結事業年度」を削る。

第65号様式の2(2)を次のように改める。



第65号様式の2(2) (第40条関係)

		管理番号	
法人の事業等廃止申告書			
富山県総合県税事務所長		年 月 日	
		殿	
		主たる事務所 又は事業所の所在地	
		〒	
		電話番号	
		— —	
		法人番号	
		(ふりがな)	
		法人名	
		(ふりがな)	
		代表者又は清算人若しくは 合併法人の代表者氏名	
次のとおり事業事務所・事業所を廃止しましたので、富山県税条例第62条第2項の規定により申告します。			
事業廃止年月日	年 月 日	事業廃止理由	合併・解散・清算終了・その他
事業廃止が合併による場合	合併法人の名称		
	合併法人の主たる事務所又は事業所の所在地	〒	
事業廃止が解散による場合	清算人の住所	〒	
	清算人の電話番号	— —	
廃止した事務所 又は事業所	名称	所在地	廃止年月日
摘要			
関与税理士	氏名		
	所在地	〒	
		電話番号 ( — — )	

備考

- 1 登記を要する事項にあつては登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを、  
登記を要しない事項にあつては定款等又はこれらに準ずるものを添付する

こと。

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託についてこの申告書を提出する場合にあつては、「法人名」欄には受託者及び当該法人課税信託の名称を記入すること。
  - 3 「事業廃止理由」欄は、該当するものを○で囲むこと。
-

第79号様式(1)備考1及び4中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第97号様式（表）中

個人 の 場 合	(住 所)	_____
	(氏 名)	_____
	(電話番号)	_____
	(生年月日)	_____年 月 日

を

個人 の 場 合	(住 所)	_____
	(氏 名)	_____
	(電話番号)	_____
	(生年月日)	_____年 月 日 <small>(利用日現在の年齢)</small> 歳

に改

め、同様式（裏）中

年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳
年 月 日	年 月 日 利用日現在 年齢 歳

を

に改める。



## 富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表(4)の項中「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の中間みなし決定決議書」を「法人事業税・特別法人事業税の中間みなし決定決議書」に改める。

第7条の2中「第53条第40項又は第41項」を「第53条第61項」に、「同条第40項若しくは第41項」を「同条第61項」に、「同条第42項」を「同条第62項」に改める。

第7条の3第2項中「、第4項又は第23項」を「又は第35項」に改める。

第9条の見出し中「又は地方法人特別税」を削り、同条中「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告期限の延長の承認等の決議書」を「法人事業税・特別法人事業税の申告期限の延長の承認等の決議書」に、「法人税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の確定申告書」を「法人税・法人事業税・特別法人事業税の確定申告書」に改める。

第16条中「第53条第38項」を「第53条第59項」に改める。

第3号様式の2(1)から第3号様式の3(2)までを次のように改める。

第3号様式の2(1) (第6条関係)

Table with columns for positions (所長, 次長, 課長, 班長, 合議, 主務) and dates (年, 月, 日) for 起案, 決裁, and 施行.

所在地
法人名
代表者氏名

Table with columns: 管理番号, 申告区分, 申告等年月日

Table for financial data: 前期末現在の本金額, 資本金の額又は出資金の額, 資本金の額及び資本準備金の額の合計額, 期末資本金等の額. Includes units like 兆, 十億, 百万, 千, 円.

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間みなし決定決議書

次のとおり 年 月 日 から 年 月 日 までの事業年度に対する中間みなし税額を決定し、上記へ通知してよいか伺います。

Table for tax payment details: このみなし決定により徴収する税額, 法人事業税額, 特別法人事業税額, 法人県民税額, 申告書提出期限, 申告延期承認年月日.

徴収金額の内訳

Main table for tax breakdown: 法人事業税 (前事業年度の税額, 所得割額, 付加価値割額, 資本割額, 収入割額) and 法人県民税 (みなし申告法人税割額, 均等割額, 県民税額). Includes detailed breakdown of 前事業年度の法人税割額の明細.



第3号様式の2(2) (第6条関係)

所長	次長	課長	班長	合議	主務	年	月	日	起案
						年	月	日	決裁
						年	月	日	施行

管理番号	申告区分	申告等年月日

所在地  
法人名  
代表者氏名

前 期 未 現 在 の 金 額	資本金の額又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円
	資本金の額及び資本準備金の額の合算額					
	期末資本金等の額					

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の中間みなし決定決議書

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に対する中間みなし税額を決定

し、上記へ通知してよいか伺います。

このみなし決定により徴収する税額	法人事業税額	円	申告書提出期限	年 月 日
	特別法人事業税額	円	申告延期承認年月日	年 月 日
	法人県民税額	円		

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税						法 人 県 民 税					
前事業年度の税額 (49の金額) ⑥	兆	十億	百万	千	円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 ① (28の金額)	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						みなし申告法人税割額 (1 × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ) ②					
所得割額 (50 × 6 / 前事業年度の月数) ⑦	兆	十億	百万	千	円						
付加価値割額 (51 × 6 / 前事業年度の月数) ⑧						算定期間中において事務所等を有していた月数 ③ 均等割額 円 × $\frac{③}{12}$ ④					月
資本割額 (52 × 6 / 前事業年度の月数) ⑨											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業											
収入割額 (53 × 6 / 前事業年度の月数) ⑩	兆	十億	百万	千	円	この申告により納付すべき県民税額②+④ ⑤					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
所得割額 (54 × 6 / 前事業年度の月数) ⑪	兆	十億	百万	千	円	この申告の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
付加価値割額 (55 × 6 / 前事業年度の月数) ⑫											
資本割額 (56 × 6 / 前事業年度の月数) ⑬						前事業年度又は前連結事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
収入割額 (57 × 6 / 前事業年度の月数) ⑭											
特別法人事業税	前事業年度の特別法人事業税額 ⑮					通算親法人の事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
	特別法人事業税額 (58 × 6 / 前事業年度の月数) ⑯										
みなし申告税額 ⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑯ ⑰											



前事業年度の法人事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細												
摘 要		課 税 標 準		税 率	税 額	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 法人税法の規定により計算した法人税額又は法人税法の規定により計算した連結法人税額に係る個別帰属額		兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						⑮	⑱											
所得割	所得金額総額 ㉙	兆	十億	百万	千								円	兆	十億	百万	千	円
	所得金額 ㉚																	
付加価値割	付加価値額総額 ㉛													兆	十億	百万	千	円
	付加価値額 ㉜																	
資本割	資本金等の額総額 ㉝													兆	十億	百万	千	円
	資本金等の額 ㉞																	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						⑲	⑳											
収入割	収入金額総額 ㉟	兆	十億	百万	千								円	兆	十億	百万	千	円
	収入金額 ㊱																	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						㉓	㉔											
所得割	所得金額総額 ㊲	兆	十億	百万	千								円	兆	十億	百万	千	円
	所得金額 ㊳																	
付加価値割	付加価値額総額 ㊴													兆	十億	百万	千	円
	付加価値額 ㊵																	
資本割	資本金等の額総額 ㊶													兆	十億	百万	千	円
	資本金等の額 ㊷																	
収入割	収入金額総額 ㊸						兆	十億	百万	千	円							
	収入金額 ㊹																	
合計事業税額 ㉚+㉜+㉞+㉟+㊲+㊴+㊶+㊸					㉕													
事業税の特定寄附金税額控除額					㉖													
仮装経理に基づく事業税額の控除額					㉗													
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					㉘													
納付すべき事業税額 ㉕-㉖-㉗-㉘					㉙													
㉙の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						㉚	㉛										
	所得割 ㉚	兆	十億	百万	千	円							付加価値割 ㉛	兆	十億	百万	千	円
	資本割 ㉜						収入割 ㉝											
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						㉞	㉟										
	所得割 ㉞	兆	十億	百万	千	円							付加価値割 ㉟	兆	十億	百万	千	円
	資本割 ㊱												収入割 ㊲					

摘 要	課 税 標 準					税 率	税 額				
	兆	十億	百万	千	円		兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 (58)											
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 (59)											
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 (60)											
合計特別法人事業税額 (58)+(59)+(60)						(61)					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						(62)					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額						(63)					
納付すべき特別法人事業税額 (61)-(62)-(63)						(64)					

第3号様式の3(1) (第6条関係)

所在地  
法人名  
代表者氏名

所長	次長	課長	班長	合議	主務
		起案日	年	月	日
		決裁日	年	月	日
		施行日	年	月	日

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正  
・決定・加算金決定決議書

次のとおり 年 月 日 から 年 月 日 までの事業年度に対する課税標準及び税額加算金額を更正し、上記へ通知してよいか伺います。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日としてよいか併せて伺います。

この更正額・決定により徴収	法人事業税額 円	特別法人事業税額又は地方法人特別税額 円	申告書提出期限		年 月 日	資本金の額又は出資金の額	千円
	法人事業税加算金額 円	特別法人事業税加算金額又は地方法人特別税加算金額 円	申告書提出年月日	確定	年 月 日	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	千円
	法人県民税額 円	合計 円		修正	年 月 日		
				管理番号		期末資本金等の額	千円

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①			
	兆 十 億 百 万 千 円		兆 十 億 百 万 千 円	兆	十 億	百 万	千 円
所得割	所得金額総額 ②⑥						
	年 400万円以下の金額 ②⑦						
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ②⑧						
	年 800万円を超える金額 ②⑨						
	計 ②⑦+②⑧+②⑨ ③⑩						
	軽減税率不適用法人の金額 ③⑪						
付加価値割	付加価値額総額 ③⑫						
	付加価値額 ③⑬						
資本割	資本金等の額総額 ③⑭						
	資本金等の額 ③⑮						
収入割	収入金額総額 ③⑯						
	収入金額 ③⑰						

合計事業税額 ( ③⑩+③③+③⑤+③⑦ ) 又は ( ③①+③③+③⑤+③⑦ ) ③⑧				租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ⑬			
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法 附則第5条の控除額 ③⑨				既還付請求利子割額が過大で ある場合の納付額 (②⑤)			
事業税の特定寄 附金税額控除額 ④①	兆	十億	百万	千	円	仮装経理に基づく 事業税額の控除額 ④①	差引徴収法人税割額 ⑪-⑫-⑬+⑭ ⑮
既に納付の確定し た当期分の事業税 額 ④②	兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係 る事業税額の控除額 ④③	算定期間中において事務所 等を有していた月数 ⑯
差引徴収事業税額 ③⑧-③⑨-④①-④②-④③ ④④				均等 割額 円× /12 ⑰			
特別法人事業税又は地方法人特別税				既に納付の確定した 当期分の均等割額 ⑱			
摘要		課税標準	税率	税額			
		兆	十億	百万	千	円	差引徴収均等割額 ⑰-⑱ ⑲
所得割に係る金額 ④⑤		兆	十億	百万	千	円	徴収県民税額 ⑮+⑲ ⑳
収入割に係る金額 ④⑥		兆	十億	百万	千	円	利子割額 (控除され るべき額) ㉑
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④⑤+④⑥ ④⑦		控除する ことがで きなかつ た金額 ④①-④② ④③		既に還付 を請求し た利子割 額 ④④		既還付請求利子割額が過大 である場合の納付額④④-④③ ④⑤	
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別 税額の控除額 ④⑧		歳出還付税額		仮装経理に基づく 過大申告の更正及び租 税条約の実施に係る更正に伴う 繰越控除			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地 方法人特別税額 ④⑨		兆	十億	百万	千	円	法人事 業税⑤⑥
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人 特別税額の控除額 ⑤⑩		兆	十億	百万	千	円	法人事 業税⑤⑨
差引徴収特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④⑦-④⑧-④⑨-⑤⑩ ⑤①		兆	十億	百万	千	円	法人県 民税⑤⑦
		兆	十億	百万	千	円	法人県 民税⑥⑩
		兆	十億	百万	千	円	特別法人事業 税又は地方法 人特別税⑥①

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に対する加算金額

摘要		基礎とする事業税額 ア	基礎とする特別法 人事業税額又は地 方法人特別税額 イ	基礎とする税額合計 ア+イ=ウ (端数計算)	率	加算金額 エ	うち事業税を基礎 とする加算金額 エ-(エ×1/9) (端数計算)		
		兆	十億	百万	千	円	兆		
過少申告 加算金	不足税 額分	/						兆	
	超える 額分								兆
	小計								
不申告 加算金	不足税 額分	/						兆	
	超える 額分								兆
	小計								



第3号様式の3(2) (第6条関係)

所在地  
法人名  
代表者氏名

所長	次長	課長	班長	合議	主務
		起案日	年 月 日		
		決裁日	年 月 日		
		施行日	年 月 日		

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定決議書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する課税標準及び税額加算金額を更正し、上記へ通知してよいか伺います。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、年 月 日としてよいか併せて伺います。

この更正額・決定により徴収する金額	法人事業税額 円	特別法人事業税額又は 地方法人特別税額 円	申告書提出期限	年 月 日	資本金の額又は 出資金の額	千円
	法人事業税加算金額 円	特別法人事業税加算金額 又は地方法人特別税加算 金額 円	申告書提出 年月日	確定 年 月 日	資本金の額及び 資本準備金の額 の合算額	千円
	法人県民税額 円	合計 円	管理番号	修正 年 月 日	期末資本金等の額	千円

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
摘要		課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて 計算した法人税額	兆 十 億 百 万 千 円	
第 3 号 様 式 第 2 号 に掲げる事業第2号に掲げる事業	所得金額総額 ⑰	兆 十 億 百 万 千 円			①		
	年 400万円 以下の金額 ⑱			兆 十 億 百 万 千 円	課税標準額 ②		
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額 ㉑				課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 ③		
	年 800万円 を超える金額 ㉒				法人税割額 (③× /100) ④		
	計 ⑱+㉑+㉒ ㉓				道府県民税の特定寄附金 税額控除額 ⑤		
	軽減税率不適 用法人の金額 ㉔				税額控除超 過額相当額 の加算額⑥	兆 十 億 百 万 千 円	
	付加価値額 総額 ㉕				外国の法人税 等の額の控除 額⑦	兆 十 億 百 万 千 円	
	付加価値額 額 ㉖				仮装経理に基 づく法人税割 額の控除額⑧	兆 十 億 百 万 千 円	
	資本金等の額 総額 ㉗				差引法人税割額 ④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩	兆 十 億 百 万 千 円	
	資本金等の額 ㉘				既に納付の確 定した当期分 の法人税割額⑪	兆 十 億 百 万 千 円	
収入金額総額 ㉙				租税条約の実施に 係る法人税割額 の控除額 ⑫	兆 十 億 百 万 千 円		
収入金額 ㉚				差引徴収法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬	兆 十 億 百 万 千 円		
				均 算定期間中において事務 所等を有していた月数 ⑭	兆 十 億 百 万 千 円		
				円× /12 ⑮	兆 十 億 百 万 千 円		
				既に納付の確定した当 期分の均等割額 ⑯	兆 十 億 百 万 千 円		

第 3 号 2 に 値 割 資 本 割 取 入 事 業 割	所得金額総額	③1								差引徴収均等割額⑮-⑯	⑰				
	所得金額	③2				兆十億百万千円				徴収県民税額	⑬+⑰	⑮			
	付加価値額 総額	③3				兆十億百万千円				特別法人事業税					
	付加価値額	③4				兆十億百万千円				概要	課税標準	税率	税額		
	資本金等の額 総額	③5				兆十億百万千円				⑳又は㉑ に係る金 額	兆十億百万千円		兆十億百万千円		
	資本金等の額	③6				兆十億百万千円				㉓に係る 金額					
	収入金額総額	③7				兆十億百万千円				㉔に係る 金額					
	収入金額	③8				兆十億百万千円				税額	税額				
	合計事業税額 (㉒又は㉑) + ㉖ + ㉘ + ㉓ + ㉔ + ㉖ + ㉗ + ㉘	③9								合計特別法人 事業税額 ㉕+㉖+㉗	④5	仮装経理に基 づく特別法人 事業税額の控 除額④9	兆十億百万千円		
	合計事業税額 (㉒又は㉑) + ㉖ + ㉘ + ㉓ + ㉔ + ㉖ + ㉗ + ㉘	③9								既に納付の確 定した当期分 の特別法人 事業税額	④5	租税条約の 実施に係る 特別法人 事業税額の控 除額	④1		
事業税の特定寄附金税額控除額	④0								差引徴収特別法人事業税額	④2					
仮装経理に基づく事業税額の控除額	④1								歳出還付税額	④3					
既に納付の確定した当期分の事業税額	④2								法人事業税	④4	法人事業 税	兆十億百万千円			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	④3								法人県民税	④5	法人県 民税				
差引徴収事業税額 ③9-④0-④1-④2-④3	④4										特別法 人事業 税	④6			
法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額															
摘要		基礎とする事業税額	基礎とする特別 法人事業税額	基礎とする税額合計	率	加算金額	うち事業税を基礎 とする加算金額								
		ア	イ	ア+イ=ウ (端数計算)		エ	エ- (エ×イ/ウ) (端数計算)								
過 少 申 告 加 算 金	不足税 額分			兆十億百万千円		兆十億百万千円									
	超える 額分														
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円			④7				兆十億百万千円					
不 申 告 加 算 金	不足税 額分														
	超える 額分														
	小計	兆十億百万千円	兆十億百万千円			④8				兆十億百万千円					
重加算金						④9									
				徴収加算金合計 ④7+④8+④9		④10									
更正又は決定の理由															

第3号様式の4の4中「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の申告期限の延長の承認等の決議書」を「法人事業税・特別法人事業税の申告期限の延長の承認等の決議書」に改め、「又は地方法人特別税」を削る。

第3号様式の9の3(1)中「

本月分(k1)	累計分(k1)	本月分(k1)	累計分(k1)
---------	---------	---------	---------

」を「

本月分(1)	累計分(1)	本月分(1)	累計分(1)
--------	--------	--------	--------

」に改める。

第3号様式の9の4中 

kl
----

 を 

l
---

 に改める。

第7号様式の12の2中

「

法人税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長の処分の届出及び承認等についての通知書
--

」

を

「

法人税・法人事業税・特別法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の処分の届出及び承認等についての通知書
--

」

に改める。

第7号様式の13の2中

「

自	年	月	日	の	事業年度分	から	月間延長（指定）
至	年	月	日		連結事業年度分		取消し
							取りやめ

」

を

「

自	年	月	日	の	事業年度分	から	月間延長（指定）
至	年	月	日		事業年度分		取消し
							取りやめ

」

に改める。

第15号様式の4(3)中「

航路標識等
-------

」を「

自衛隊
-----

」に、

鉄道貨物
貨物運送
航空
廃棄物処理
木材加工

を

貨物運送等
航空
廃棄物処理
木材加工
木材市場

に改める。



木材市場
堆肥
索道

堆肥
索道

### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条の3、第3号様式の9の3(1)、第3号様式の9の4及び第15号様式の4(3)の改正規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

